

日本における気候訴訟とその法的問題^①

——民事訴訟法上の視点から——

三 上 威 彦

- 一、はじめに
- 二、日本における気候訴訟の困難性
- 三、日本における気候変動をめぐる紛争
- 四、日本法における気候訴訟に対する裁判所の論理構造とその問題点
- 五、日本における気候訴訟をめぐる民事訴訟上の問題点と解決策
- 六、おわりに

一、はじめに

二〇一五年九月に開催され、一六一カ国の首脳が参加した国連サミット (United Nations Sustainable Development Summit 2015) において全会一致で採択された「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: SDGs)」は一七の目標を掲げているが、その第一三番目として、「気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る」が挙げられている。気候変動対策は、SDGsの目標のうち多くを達成する上で不可欠の前提

をなすものであり、人為的な気候変動（とくに気温の上昇）を緩和し、また、既に現実のものとなっている気候変動に対処するための措置をとることは、私たちの社会が目下直面している最も重要な課題であり、その遂行は我々人類全体に課せられた使命であると言える。また、同年一月三〇日から二月一三日にかけて開催されたCOP21⁽³⁾において締結されたパリ協定では、産業革命後の気温上昇を摂氏二度より十分下回るように抑え、摂氏一・五度までに抑える努力を継続するという目標が採択された。そして、その目標を達成するためには、温室効果ガス（Greenhousegas=CHG、Treibhausgas=THG）の大半を占めるCO₂を減少させる必要があり、そのためには、とくに化石燃料の利用を控え、他のクリーンなエネルギーに転換していくことが必要である。

しかし企業ないし政府のエネルギー戦略等によって、そのような対策が十分にとられているという状況にはない。そのため、海外では、気候訴訟（ないし気候変動訴訟）が多く提起されている。⁽⁴⁾その内容としては、政府を被告として温室効果ガス対策を求めるもの、電力会社等、化石燃料を使用する関連企業を被告として温室効果ガスの削減等を求めるもの、あるいはそれらの企業による過去の温室効果ガス排出に起因する損害の賠償を求めるものなどさまざまである。⁽⁵⁾そして、そのような状況を背景として、二〇一三年に、環境保護団体アージェンダ（Urgenda）が、オランダ政府を被告として、二〇二〇年までに温室効果ガスの排出量を一九九〇年比で四〇%、あるいは少なくとも二五%以上削減することを命じることを求める訴訟を提起した。これに対し、二〇一九年末に、オランダ最高裁は、政府が国民に対して負う保護義務の一内容として、適切な気候変動対策を講じる義務を負うと明言し、その履行のため、二〇二〇年末までに一九九〇年比で温室効果ガスを少なくとも二五%の排出削減を達成するための措置を講じるべき旨を命じた。⁽⁶⁾この判決は、国家に対して気候変動対策の強化を命じたはじめての判決として注目されている。また、ドイツ連邦憲法裁判所も、理由は異なるが、立法府に対し、二〇三一年から温室効果ガス排出実質ゼロまでの削減の道筋を、市民の自由にできる限り配慮しつつ、二〇二二年末まで

に法律に規定することを義務付けた。⁽⁷⁾

それに対して日本では、二〇二二年度の温室効果ガスの総排出量は一一億七〇〇万トン（CO₂換算）であり、一九九〇年の排出量から八・二%減となっているものの、温室効果ガス総排出量に占めるエネルギー分野の割合は、八六・八%を占めている。⁽⁸⁾このことから、気候変動に対する有効な対策は、エネルギー分野の脱炭素化を図ることであることは明らかである。そして、エネルギーの脱炭素化をすすめるには、エネルギー供給を電力化すると同時に、電源を非化石化することが必要となる。しかし、日本においては、二〇一一年に起こった東日本大震災の津波による福島第一原子力発電所の事故以降、原子力発電所の大部分が稼働を停止したため、電力不足を補うために、天然ガス火力発電所や石炭火力発電所の新增設計画が相次いで公表された。そのため、電源構成に占める火力発電の割合は依然として高いままであり、二〇一九年度の発電電力量の約七六%を火力（バイオマスを除く）が占めている。なお、二〇二一年一月のCOP26で採択されたグラスゴー気候合意（Glasgow Climate Pact=Klimapakt von Glasgow）では、世界全体の平均気温の上昇を工業化以前より摂氏一・五度高い水準までのものに制限するための努力が、気候変動のリスクおよび影響を大幅に軽減することを認め、それを継続するという世界全体の長期的な目標を再確認した。そして、そこでは、世界全体の温暖化を摂氏一・五度に制限するためには、世界全体の温室効果ガスを迅速、大幅かつ持続可能な削減する必要がある（二〇一〇年比で二〇三〇年までに世界全体の二酸化炭素排出量を四五%削減し、今世紀半ば頃には実質ゼロにすること、およびその他の温室効果ガスを大幅に削減することを含む）とされた。さらに、同じくCOP26の期間内に公表された四六カ国による声明は、主要国は二〇三〇年代のできるだけ早い時期に、他の国も二〇四〇年代のできるだけ早い時期に、削減対策のない石炭火力を廃止するという目標を掲げた。しかし、日本は、アメリカ、中国、インドと共にその声明には署名していない。日本は、二〇三〇年の電源構成の見通しとして、石炭火力の割合を一九%程度としている

上、現時点では発電量の三割を超える石炭火力の割合を減少させるための有効な政策手段も有していない⁽⁹⁾。

そもそも、このような環境保護とか、気候変動問題の解決は本来、立法や行政が担うべきものかもしれない。しかし、今述べたように、少なくとも日本においては、立法や行政の環境整備は不十分であり、環境規制や気候変動対策が立ち後れているといわざるを得ない。そのような状況の下では、実際に国民に被害が生じていたり、そのおそれがあるにもかかわらず、その対策を立法や行政のみに委ねたままにしておくことはできない。すなわち、立法や行政が、それに対処するための処置をとるべきことはもちろんであるが、それと相まって、国民の権利を守るための最後の砦として、司法による救済も図られるべきである。現に、諸外国、とくにオランダやドイツにおける気候訴訟においては、国民保護の観点から、画期的な裁判例が出されていることも大いに参考となるであろう⁽¹⁰⁾。

このような情勢を背景として、以下では、日本における司法救済の現状を紹介し、そこにはいかなる問題があり、それを克服するためには、どうすべきかを考察したいと思う。

二、日本における気候訴訟の困難性

(一) 行政訴訟

気候変動を含む環境破壊については、行政自身の作用を原因とする環境破壊（たとえば、道路の建設やゴミ焼却場の操業等）がある一方で、民間企業などの行政以外の第三者が主原因ながらそれに対する規制の甘さなど行政の関与が不適切で環境破壊がもたらされる場合（たとえば、火力発電所建設の許認可等）がある。そのため、行政を被告として提起される行政訴訟も数多くみられる。ここでは、行政処分の取消訴訟と、これに準じる行政行為

の無効確認訴訟が中心となるが、これらについては行政事件訴訟法に詳細な規定がある（行訴三条）。しかし、この訴訟の対象となりうるのは、公権力の行使たる行政庁の「処分」であり、すべての行政行為がその対象となるわけではない。とくに気候変動についていえば、日本政府は、二〇一五年のパリ協定や、二〇二一年のグラスゴー気候合意により、CO₂の削減を合意しているが、そのための具体的な処分行為が積極的に行われているわけではない。また、取消訴訟による場合、「処分要件」をクリアするほか、行訴法九条（無効確認訴訟については同法三六条参照）に定める「法律上の利益」がなければならない。すなわち、訴えを提起する際には、原告が勝訴した場合に、自身が訴訟制度の利用によって利益を得ることが必要である。行政処分の手方が特定されている場合、その者が原告適格を有することは比較的容易に証明することができる。しかし、気候訴訟の場合、原告は、行政処分の手方ではない第三者であり、この原告適格の証明は困難を極める。そのため、若干の例外を除き、多くの環境訴訟は、原告適格を欠くとして不適法却下されたのである。また、地方自治法上の住民訴訟（地自二四二条の二）は民衆訴訟（行訴五条¹³）に属するもので、原告自身の「法律上の利益」が要件とされていない特別の訴訟形式である。しかし、住民訴訟の対象は、地方公共団体の作用に限られ、国の作用には及ばない。また、地方公共団体の作用のすべてではなく、公金の支出や財産の管理など、いわゆる財務会計行為に限定されている。また、この訴訟においては、事前に住民監査請求をしておく必要があるが（地自二四二条）、気候訴訟においては、この要件を満たすことは、通常は困難である。

（二）民事訴訟

民事訴訟による場合、第一に、実体法上の問題がある。現行実体法体系は、個人の生命身体や財産権を保護することを中心に構成されており、必ずしも生態系や環境といったイデオロギー的関心を擁護するものではなく、

環境保護という観点からは必ずしも適切なシステムを提供するものとはなっていない。それゆえ、環境侵害行為によって、財産権あるいは生命身体が侵害されたり、侵害される高度のおそれがない限り、訴訟を提起して損害賠償や侵害行為の差止めを求めることはできない。

また、実体法上、侵害を受けた自然そのものや動物相や植物相は、権利の主体たり得ない以上、それらがみずから損害賠償や差止めを求めることはできない⁽¹⁴⁾。また、民事訴訟を提起する場合、請求の根拠として、実体法がいかなる権利を用意しているかということについては必ずしも一致した見解があるわけではない⁽¹⁵⁾。

第二に、気候訴訟においては、そもそも、気候訴訟における被侵害利益とは何か、という問題があるほか、被侵害利益の認定が困難であるという点も問題となろう。気候変動は、異常気象による風水害、干ばつ被害、山火事等、個々人に対して、確実に広範な範囲に影響を及ぼす⁽¹⁶⁾。しかし、温室効果ガス（とくにCO₂）自体には、直ちに有害性が認められるものではなく、それが時間をかけて大量に蓄積することで、地球全体の温度上昇と、それに伴う様々な影響を及ぼすのである。その結果、気候訴訟においては、具体的な権利ないし利益の侵害の認定がしばしば困難になる。

第三に、たとえば気候訴訟として火力発電所を被告として訴えを提起する場合、差止請求訴訟の請求の趣旨としては、「火力発電所を稼働してはならない。」とか、「一定量のCO₂を排出してはならない。」というものになるが、前者の請求は明瞭であるが、後者においては、それを実現するための具体的な方法は、排ガス減少装置の設置、燃料の変更、操業の停止等様々である。そのため、このような抽象的請求では、請求の特定がなされていないとして、訴えが不適法却下されるおそれがある。

第四に、因果関係の証明が困難であるという点もあげられるであろう。権利侵害を含む違法な結果と温室効果ガス排出行為との間に、法的責任を問うだけの因果関係を証明することは容易ではない。温室効果ガスの排

出主体は、一般市民を含め全世界に散在しており（原告もその一部である）、また地球の温暖化現象をもたらしている温室効果ガスは、長い時間をかけて蓄積し人々に等しく影響を及ぼす。また、気候変動問題には、温室効果ガス排出量が微少である途上国の方がより気候変動の深刻な影響を受けるといふ特色があり、それらの点で、原告に及んでいる違法な結果の法的な責任をどこまで被告に問えるかはということとは必ずしも明らかではない。また、一定の温室効果ガスの発生を証明できたとしても、それが将来生じる可能性のある地球温暖化による損害とどのような因果関係にあるのかという点についての証明も困難であろう。

第五に、被告が負う損害賠償の範囲の特定が困難であるという点もあげられる。気候訴訟の場合、損害賠償に地球温暖化を抑制する機能を持たせるためには、CO₂を排出している企業等に、排出量を抑える設備施設の調達費用を上回る額の賠償が命じられなければ効果がないが、実損害填補主義を採る日本の不法行為制度の下では、損害賠償額の算定において環境保全機能を果たさるべき実損害を超えて損害賠償を求めることは許されない。

また、気候訴訟においては、現に原告に生じている違法の状態の全部救済、すなわち気候変動の影響の全くない状態の作出というのは観念しがたい。その結果、原告は、被告はどの範囲で何をなすべきかを特定する必要があるが、それは非常に困難である。とくに、気候変動の影響は、その原因となる温室効果ガスの排出行為と、結果が顕在化するまでの間に長期間を要する。したがって、気候訴訟では、被侵害利益として、しばしば現在ではまだ生じていない遠い将来世代の人権が侵害される旨が主張されるほか、世代間の衡平についても気候変動による損害と関連付けた形で争われることがある。しかし、未だ存在していない将来世代の被害は未確定であり、その点で、権利侵害ないしその危険を一般的に認めるのは困難である。

第六には、訴訟の効力の及ぶ範囲も問題となる。民事訴訟は、本来、原告と被告との間の紛争を相対的に解決する制度であり、原則として判決の効力は当事者にしか及ばない（民訴一一五条一項）。したがって、気候訴訟の

ように、被害が広範に及ぶ場合でも、直接の被害を受けた者とその相手方が当事者とならざるを得ないし、彼らが受けた判決の効力は、他の被害者には及ばない。日本ではアメリカにおけるクラスアクションや、環境団体訴訟といった訴訟形態は認められておらず、現行法では、選定当事者の制度（民訴三〇条）を利用するしかない。したがって、極めて多数の原告が被告を相手取って差止め等を求めることが想定される気候訴訟には、日本の訴訟制度は必ずしも十分に応えることはできない。

三、日本における気候変動をめぐる紛争

以上のような状況の下、日本における気候変動をめぐる紛争が訴訟となった事件は少ないが、以下のようなのがある。⁽¹⁷⁾

(一) シロクマ事件⁽¹⁸⁾

これは、二〇一一年に、シロクマ一頭および環境団体、日本やツバルに住所を有する個人が電力会社一社等に対して、CO₂排出量を一九九〇年比二九%以上削減することを求め、公害等調整委員会に対して調停を申し立てた事件である。申立人は、電力会社のCO₂排出により、以下の三つの権利が侵害されると主張した。すなわち、①人類にとって危険でないレベルで安定した大気組成の中で生きる権利（気候享受権）、②コモンズとしての安定的な大気組成を防衛する権利、③途上国に居住する者・将来世代・自然生態系を代弁する権利である。

これに対し公害等調整委員会は、以下の三つの理由により、「公害にかかる被害について民事上の紛争が生じた場合（公害紛争処理二六条一項）」には当たらないとして、調停申立てを不適法なものであるとして却下した。

すなわち、①地球温暖化問題は公害ではなく、地球環境保全（環境基本二条二項）に関する課題であること、②温暖化問題は国内の排出主体の一部に過ぎない被申立人と申立人との互譲により根本的に解決できる問題ではないこと、③被申立人の活動と申立人の主張する被害との結びつきが客観的に相当程度明らかであるとは言えず、申立人の被害は「公害にかかる被害（公害紛争処理二六条一項）」に当てはまらないことである。これに対して、申立人は、その取消訴訟を東京地方裁判所に提起したが、東京地裁、東京高裁は、当該調整委員会の却下決定は適法であるとして、請求を棄却した⁽²⁰⁾。

（二）石炭火力発電所の新規設置に関する訴訟

① 仙台パワーステーション事件⁽²¹⁾

本件は、仙台パワーステーション石炭火力発電所が稼働したのに対し、二〇一七年九月に、周辺の住民らが、運転の差止めを求めた事件である。原告等は、その根拠として、①生命、身体を保護法益とする人格権（いわゆる身体的人格権）、②被告による NO_x や CO_2 の排出により、環境汚染による不安を抱くことなく日常生活を送る原告の権利（平穩生活権）、③温室効果ガスの濃度が安定した大気組成の中で生きる権利を主張した。しかし、③については、権利というような明確な実体を有するものとはいえないとして、争点から除外された。①と②の争点については、仙台地裁および仙台高裁は、いずれもその権利性は認めたものの、本件では、公表されている実測値の現状の推移等に照らすと、少なくとも現時点においては本件発電所の運転による環境汚染の態様や程度が特別顕著なものであると認めることはできないと述べ、社会的に容認された行為としての相当性を欠くものではないとして、原告の請求を棄却した⁽²²⁾。本件では、原告は、証拠として、大気汚染モデルや疫学的意見を用いて環境影響を分析した科学論文を提出し、これを主たる根拠として、平穩生活権侵害があると主張した。

② 神戸石炭火力発電所事件

神戸製鋼所は、二基の火力発電所を稼働させていたが、さらに二基の石炭火力発電所の増設を計画したのに対し、周辺住民等が、CO₂の排出量が多い石炭火力発電所の建設を進めないこと等を求めて、公害調停を申し立てた（この調停は不調に終わった）。この調停手続中にも相手方が発電所の建設工事に向けた準備を始めたため、二〇一八年九月に、住民等（X）は、神戸製鋼所（Y₁）、その子会社（Y₂）およびその売電先である関西電力（Z）を被告として、人格権ないし平穩生活権（安定気候享受権）の侵害を理由として、新設発電所の建設・稼働の差止めを求める民事訴訟を提起した。この訴訟では、①主位請求として、(a) Y₁ Y₂ に対して操業の停止、(b) Z に対しては、Y₁ に対する発電量の通告指示の差止めを求め、②予備的請求として、(a) Y₁ Y₂ に対し、二〇四〇年を排出ゼロとして、本件発電所から排出するCO₂を削減するために、発電量の通告指示の段階的削減を求めた。主位請求の原因としては、新設発電所の稼働に伴う大気汚染物質の排出、および大量の温室効果ガス（年間六九二万トンのCO₂）の排出により、生命・身体・生活基盤に係る被害を受け、人格権ないし平穩生活権が侵害されること、予備的請求の原因としては、CO₂による人格権侵害の蓋然性または平穩生活権の侵害が主張された⁽²³⁾。これに対し、第一審は原告の請求を棄却し⁽²⁴⁾、現在控訴審たる大阪高等裁判所で審理がなされている^(24a)。

この事件においては、別に行政訴訟も提起されており、ここでは①主位請求として、発電所の設置工事に係る環境影響評価の評価書確定通知（電気事業法四六条の一七第二項⁽²⁵⁾）の取消しを求め、②予備的請求として、発電所火力設備に関する技術基準を定める省令にパリ協定と整合する規定を定めていない経済産業大臣の不作为の違法確認を求めた。それに対し、第一審第二審とも、大気汚染による健康または生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者については原告適格を認めたが、発電所から排出されるCO₂に起因する温暖化によっ

て健康等に係る被害を受けると主張するに留まる者は、確定通知の取消しを求める原告適格を有しないと判断した。⁽²⁶⁾ この判決に対して上告がなされたが、最高裁判所は、上告棄却・上告不受理の決定をした。

③ 横須賀石炭火力発電所事件

被告が横須賀市に建設を計画する大型石炭火力発電所について、二〇一九年五月に、周辺住民が、神戸の行政訴訟と同様、環境影響評価書確定通知の取消しを求める行政訴訟を提起したが、第一審第二審とも原告の請求は棄却され、上告審も、一部上告を棄却し、一部は上告不受理とした。⁽²⁷⁾

(三) 日本における気候訴訟の特徴

以上みてきたように、日本では、気候訴訟の数が少なく、統計的にその特徴を描写することはできないが、民事訴訟として提起された気候訴訟においては、いくつかの特徴がみられる。すなわち、当事者に関していえば、被告は火力発電所を運営する企業や売電相手であり、諸外国にはみられる、国または地方公共団体を被告とする例はない。また、請求は、発電所の稼働の差止めおよびCO₂の排出削減を求めたものがあるが、直接損害の賠償をも求めたものはない。さらに、日本では政府による気候変動対策が進んでいないためか、政府の気候変動対策に対して企業が訴えを提起し、その緩和等を求める訴訟はみられない。⁽²⁸⁾

四、日本法における気候訴訟に対する裁判所の論理構造とその問題点

(一) シロクマ事件については行政訴訟は提起されていない。すなわち、公害等調整委員会に対して公害調停を

申し立てたのに対し、委員会は、①地球温暖化のような問題は、環境基本法二条三項の「公害」としてではなく、同法二条二項の「地球環境保全」として取り組まれるべきものであること、②地球温暖化の問題は、人類全体の多様な活動から生じる環境負荷の集積によって生じる問題であり、国内の排出主体の一部である被申立人等との間における互譲により根本的に解決できる問題ではないこと、③申請人のいう「大気汚染」等によりもたらされる被害と電力会社の事業活動との結びつきが客観的に相当程度明らかであるとは言えず、「公害にかかる被害」に当てはまらない、として、申立てを却下した⁽²⁹⁾。それに対して、その取消しを求めた事件の判決において、東京地裁および東京高裁は、概ね公害等調整委員会の論理を踏襲したが、原告が、地球温暖化による被害は、公害のうち、「大気汚染」、「水質汚濁」、「地盤沈下」に係る被害に該当し、それによって人の健康または生活環境に被害が生じているとして、環境基本法二条三項の「公害」に当たると主張したことを受け、「公害」とは、「大気汚染または水質汚濁に係る行為は、周囲のそれとは異なる温度の水の排出その他いわゆる毒性等を含む物質またはそのような物質生成の原因となる物質の排出等をして当該排出等に係る物質等の影響が及ぶ相当範囲にわたり大気または水の状態等を人の健康の保護または生活環境の保全の観点から見て従前よりも悪化させるもの」と定義し、それ自体有毒ではないCO₂の排出は公害には当たらないとする。

この公害調停委員会の判断およびそれについての訴訟の判決をみると、地球環境保全の問題と公害の問題を峻別し、地球温暖化の問題を、前者の問題であるとしたことは問題であろう。また、公害の概念をかなり狭めた解釈も問題である。また、民事訴訟法的には、判決では触れられていないが、調停委員会の「大気汚染等によりもたらされる被害と電力会社の事業活動との結びつきが客観的に相当程度明らかではない」としている点については、そもそも地球温暖化については、相手方の事業活動が、生じているないしは生じるであろう損害に対し、すべての原因ではないにしても、その一部の原因をなしていることは確かであり、気候変動に関する公害調停の

申請に当たって、相手方の行為と利益の侵害との間に「相当明確な関係」があることを要求するのは不合理であろう。

(二) 仙台パワーステーション事件では、仙台地裁は、⁽³⁰⁾①平穏生活権については、「環境汚染による不安をいなくことなく日常生活を送る権利は、憲法一三条および憲法二五条の法意に照らし、人格権に由来するものとして保障されるべきものである。」と判示した。そして、②環境を汚染する行為は、^(a)行政法規、^(b)環境汚染の態様や程度が特別顕著なものであるなど、環境汚染の態様や程度の面において社会的に認容された行為としての相当性を欠くといえる場合に、平穏生活権を侵害するものとして違法となる、とする。そして、^(c)少なくとも現時点においては、本件発電所の運転により排出される大気汚染物質の実測値は、環境基準等をいずれも下回るものであるとし、本件発電所により環境を汚染する行為は、環境汚染の態様や程度の面において社会的に容認された行為として相当性を欠くということはできず、平穏生活権を侵害するものとして違法と認めることはできないとする。

(三) 神戸石炭火力発電所事件では上記のように、行政訴訟も提起されているが、ここでは、民事訴訟、しかもCO₂排出に関する論点に限定して議論を進める。神戸地裁判決は、⁽³¹⁾原告が主張する、人の生命、身体、健康は人格権により保護されることは明らかであるとしたが、以下のような論理で、原告の請求を棄却した。

①人格権の侵害の具体的可能性については、^(a)差止請求の根拠がCO₂の排出に起因する地球温暖化による人格権の侵害であるとしても、かかる事情は侵害の具体的危険の有無において考慮されるべきものである。そして、^(b)地球温暖化による被害の発生は、地球全体の大気中のCO₂濃度が上昇して地球全体の温暖化が進行し、地球全体に影響を及ぼすことになるものであり、兵庫県においても気候変動による被害が発生するおそれがあるが、温暖化が進んだ場合にそれらの予測が現実化する確率、現実に発生する災害の程度、現実に災害等が発生する場

所などには様々なものがあり得るのであり、現時点において原告等の生命、身体、健康に被害が生じる具体的危険が生じているとは認められない、というものである。さらに、^③ 国内外で地球温暖化対策が進められていることからすると、現時点において被害発生 of 具体的危険が生じているとは認められないとした。

^② 因果関係の有無に関しては、^① 地球温暖化による被害の発生というのは地球全体の大気中の CO₂ 濃度が上昇して地球全体の温暖化が進行し、地球全体に影響を及ぼすことによるものであり、個々の排出源からの CO₂ の排出は、地球全体の温暖化に寄与するものではあっても、個々の被害との間に直接的な関係があるものではない。したがって、^② CO₂ の排出被害との因果関係は地球上のあらゆる人為的な CO₂ の排出の総体と、気候変動による地球上の人類に生ずるおそれのあるあらゆる被害の総体との間に存するものである。その結果、結論として、^③ 本件発電所の CO₂ 排出量はそれ自体としては大量と言わざるを得ないとしても、地球規模で比較すれば、年間エネルギー起源排出量の 〇・〇二%であるにとどまり、そのことからして、原告等に生じるおそれのある被害と、本件発電所からの CO₂ の排出との関係性は、極めて希薄であり、原告等個々人に生じるおそれのある被害と、当然に帰責できるだけの因果関係は認められないとした。

^③ 安定気候享受権については、実質的には、具体的危険が生ずる以前の段階で、安定した気候という環境の保全そのものを求める主張にほかならないというべきであり、このような性質を有する安定気候享受権は、人格権により保護されている法益と認められないとした。

(四) 横須賀石炭火力発電所事件では、行政訴訟のみが提起されているので、これについては省略する。

五、日本における気候訴訟をめぐる民事訴訟上の問題点と解決策

(一) 平穏生活権

私生活の平穏を、人格的利益としてはじめて権利性を承認したのは、おそらくは平成元年の最高裁の判例⁽³²⁾かと思われるが、同旨の判例も現れている⁽³³⁾。その意味では、上記の判例は、大気汚染が平穏生活権ないし人格権侵害に当たる可能性がある旨を肯定しており、これは、とくに、廃棄物処分場の設置・操業をめぐる紛争において人格権の一種として平穏生活権という概念を根拠とすることが認められるようになっていくことと軌を一にするものである。この点は、民事訴訟により気候変動を争う際に、請求原因の構成を容易にするものであり、大いに評価すべきであろう。

(二) 因果関係

上記四、で紹介した一連の裁判例は、気候訴訟において平穏生活権・人格権の侵害可能性を認めながら、因果関係の点で、すべての請求を棄却している。ところで、気候訴訟の特徴としてあげられるのは、既に述べたように、温室効果ガスの排出主体は、一般市民を含め世界全体に散在しており、また、温暖化現象をもたらす温室効果ガスは、それ自体必ずしも有害なものではないが、長い時間をかけて蓄積し、後に人々に対し、等しく大きなネガティブな影響を及ぼすものであるということである。そのため、気候訴訟においては、当該訴訟で被告となった、温室効果ガスの一部の排出者に過ぎない者につき、全世界的に行われている温室効果ガスの排出と、それによって生じる気候変動との間に、平穏生活権を侵害するといえるほどの因果関係があるのか、という問題が生じるであろう。更に、その証明をするに際しても、温室効果ガスの排出量やその削減についてのノウハウや知識

を圧倒的に有しているのは被告たる企業であるという点が重要である。そのため、従来の証明責任論に従って、温室効果ガスの排出と、損害の発生との因果関係の証明を原告に求めるのは酷な面がある。これに関しては、気候訴訟ではないが、原子力発電所の設置許可を出した内閣総理大臣を被告として、その処分 of 取消しを求めた行政訴訟において、最高裁判所は、「被告行政庁がした右判断（設置許可を意味する―三上）に不合理な点がある」との主張・立証責任は、本来、原告が負うべきものと解されるが、当該原子炉施設の安全審査に関する資料を全て被告行政庁の側が保持していることなどの点を考慮すると、被告行政庁の側において、まず、その依拠した前記の具体的審査基準並びに調査審議および判断の過程等、被告行政の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張・立証する必要がある、被告行政庁が右主張、立証を尽くさない場合には、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることが事実上推認される」と判示した⁽³⁵⁾。この理論構成については様々な見解が唱えられているが、いずれにせよ、この種の事案において主張・証明責任を負わない当事者に主張・立証の義務を課したことは多くの学説の支持を得ている。

さらに、原告と被告の利益を衡量することにより、まず原告が侵害発生 of 具体的可能性について相当程度の立証をし、その上で被告が被侵害発生 of 高度の蓋然性がないこと等を証明すべしとする見解もある⁽³⁷⁾。ただこの場合、被告の証明については、①侵害発生 of 高度の蓋然性がないことを証明すべきである、とする見解と、②具体的危険性が存在しないことにつき、具体的根拠を示し、かつ、必要な資料を提出して反証すべきであるとする見解に分かれる。

いずれにせよ、気候訴訟における原告と被告 of 実体的地位の差を考えれば、民事訴訟における因果関係 of 証明についても、このような理論が認められてよいであろう。

また証明 of 軽減の手段として、とくに大気汚染をめぐる訴訟において、疫学的証明が下級審裁判例により認め

られている⁽³⁸⁾。この手法についてはいくつかの疑問が提起されているが、大気汚染の事件とは異なり、気候訴訟においては、とくに、損害賠償が請求されていない事件については、CO₂の排出・拡散が原告および人類にいかなる影響を及ぼすかの証明が中心になると思われる、CO₂の排出・拡散と気温上昇との因果関係を推認させるシミュレーションによる統計学的証明は有効だと思われる。この証明が成功すれば、むしろ被告に、CO₂の発生により侵害の発生ないし具体的な危険性がないことを以て反証させることが可能になるう。

(三) 団体訴訟の可能性

① 日本の現状

既に述べたように、オランダでは気候訴訟につき二〇一九年に画期的な最高裁判決が出た⁽⁴⁰⁾。これは、環境保護団体であるUrgenda財団が八八六名のオランダ国民の利益を代表し、政府に対し、同国民法三・三〇五条に基づき団体訴訟を提起したものである。またドイツでも、二〇〇二年に連邦自然保護法(Bundesnaturschutzgesetz)の六一条の改正により環境団体訴訟が連邦に導入されている⁽⁴¹⁾。日本では、団体訴訟は、消費者保護の分野あるいは暴力団排除の分野では特定の認定組織による代表訴訟が認められているが、行政訴訟としてはいまだ制度化されておらず、環境保護の分野でも、行政訴訟・民事訴訟のいずれについても制度化されていない。

② 団体訴訟の有用性

気候訴訟に関していえば、必ずしも、CO₂の排出が直接市民の生命・身体・財産等への侵害に結びついているとは言いがたい。その意味では、個人(または火力発電所の付近の住民)が民事訴訟を提起するのは困難である⁽⁴³⁾。また行政訴訟についていえば、判例は、処分の名宛人以外の第三者が取消訴訟の原告適格を認められるため

には、①当該処分を定めた行政法規が、不特定多数の者の具体的利益を一般公益として保護するほか、②それが帰属する個々人の個別的利益としても保護すべき趣旨を含んでいることを要求している。⁽⁴⁴⁾しかし、この要件の下では、自然、文化財、景観保護等の分野では、②の要件が障害となり、行政訴訟は起こせないことにもなりかねない。このような分野において一定の環境保護団体に立法によって新たに訴権を認め、この団体が民事訴訟ないし行政訴訟を提起することができれば、これらの団体に対して、一定の環境破壊行為や、それに対する行政の不作为・欠缺を是正するための有効な武器を与えることになるであろう。また、民事訴訟・行政訴訟を問わず、一般的にいえば、個人で訴えを提起することに比べ、団体の方が、活動の継続性、専門性、資金面等で勝り、訴訟追行能力において優れているほか、原告適格の有無という入り口での議論を回避することができると考えられる。⁽⁴⁵⁾さらに、環境を侵害する活動を行う側の利益主張は、環境に関わる決定の際に代表されるのに対して、環境を擁護する側の利益主張はそれに匹敵するような影響力を考慮することはできない。このような不公平を是正するために、団体訴訟は有力なツールとなる。このような点において、環境訴訟・気候訴訟において団体訴訟導入の意味がある。ただ、団体訴訟を認めると言っても、実質的利益関係人の利益を守り、相手方の違法な活動を是正させるためには、消費者団体訴訟や、暴力団排除訴訟に見られるように、適格団体というものを指定し、それに訴権を付与することは望ましいであろう。ただ、そこには検討を要するいくつかの問題がある。

③ 環境利益・消費者利益と団体の関係

まず、利益享受者と団体との関係である。環境利益の場合、自然環境や文化的環境を享受する主体の範囲は、現在の世代だけではなく将来の世代を含む時間的広がりをもっている。また環境変化・気候変動は、一定の区域に住んでいる住民だけでなく、全世界の住民にまで影響を及ぼすという空間的広がりをもっており、利益享受

者の範囲は、消費者利益のそれよりもはるかに大きい。しかも、消費者団体訴訟にあっては、消費者の利害に対する侵害は直接的であるのに対し、気候訴訟においては、環境変化の原因事象の付近に住む利益享受主体にとっては利益は直接的と言えるが、全世界の人々にとっては間接的である。その意味からいえば、消費者団体訴訟における請求は、個々の消費者の権利利益の侵害がその根拠にあり、当該消費者団体がその権利利益を個々の消費者の代わりに行使するものと解し得るとしても（訴訟担当者構成、少なくとも気候訴訟においては、気候変動が多くの人々に確実に負の影響を与えるものではあるが、その影響は間接的であり、直接の被害を受けていない人は多く存在する。したがって、団体訴訟による原因行為の排除（たとえば火力発電所の稼働差止め等）は不可能であるということになりそうである。その意味では、気候訴訟においては、CO₂の排出は、個々の住民の権利利益の侵害ではなく、住民に帰属する何らかの集合的利益への侵害であると捉え、その利益の最良の守り手である、適格環境団体に差止請求権を固有権として割り当てることが妥当ではないかと思われる。なお、日本の消費者団体訴訟や暴対集団訴訟においても、そのように理解する見解が有力であるように思われる。⁴⁶

④ 団体認可の要件

一定の認可団体に団体訴訟を認めるとして、認可のためにどのような要件を要求するかも問題となる。ドイツで導入された環境団体訴訟は、自然保護のみを対象とするものであったが、二〇〇六年に環境・法的救済法（Gesetz über ergänzende Vorschriften zu Rechtsbehörden in Umweltangelegenheiten nach der EG-Richtlinie 2003/35/EG (Umwelt-Rechtsbehelfsgesetz - UmwRG)）を制定し、オース条約（Arhus-Konvention）を批准し、環境団体訴訟を環境法の領域一般に拡大した。しかし、右法律はたびたびオース条約違反またはEU指令違反を指摘されるなどしてたびたび改正がなされている。その際に課題とされたのが、①適格団体の承認要件の厳格性、②出

訴事項の狭さ、③主張制限、④手続瑕疵に関する取消し制限、⑤参加手続の段階で指摘できた事項を主張しなかった場合、これを訴訟の段階になって主張することはできないとする実体的排除効等である。⁽⁴⁷⁾①に關していえば、ドイツ環境・法的救済法三条は、適格団体としての承認要件として、次の五点を要求している。すなわち、**①**定款によれば、当該団体が、觀念的かつ単に一時的なものでなく、もっぱら環境保護の目的を促進していること、**②**認定の時点で少なくとも三年間存続し、その間に**③**に規定する活動を行ったこと、**④**その任務の適切な遂行、特に公的な意思決定手続きへの適切な参加が保証されていること。その際には、従前の活動および構成員の種類と範囲、団体の能力が考慮されなければならない、**⑤**租税通則法五二条に規定される慈善目的を追求していること。**⑥**協会の目的に賛同する者なら誰でも会員になることができること。会員とは、入会と同時に協会の総会における完全な議決権を取得する者をいう。少なくとも四分の三以上が法人で構成される団体にあつては、これらの法人の過半数がこの要件を満たしていれば、第一段の要件を免除することができる。

これに対して、日本の消費者裁判手続特例法七一条四項は、団体訴訟追行のための要件を以下のように詳細に規定している。すなわち、**①**差止請求関係業務を相当期間にわたり継続して適正に行っていることと認められること。**②**被害回復関係業務の実施に係る組織、被害回復関係業務の実施の方法、被害回復関係業務に關して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法、被害回復関係業務の実施に関する金銭その他の財産の管理の方法その他の被害回復関係業務を適正に遂行するための体制および業務規程が適切に整備されていること。**③**その理事に關し、次に掲げる要件に適合するものであること。すなわち、**①**被害回復関係業務の執行を決定する機関として理事をもつて構成する理事会が置かれており、かつ、定款で定めるその決定の方法が次に掲げる要件に適合していると認められること。**(i)** 当該理事会の決議が理事の過半数またはこれを上回る割合以上の多数決により行われるものとされていること。**(ii)** 共通義務確認の訴えの提起その他の被害回復関係業務の

執行に係る重要な事項の決定が理事その他の者に委任されていないこと。⑤理事のうち一人以上が弁護士であること。④共通義務確認の訴えの提起その他の被害回復裁判手続についての検討を行う部門において専門委員がその専門的な知識経験に基づいて必要な助言を行いまは意見を述べる体制が整備されていること。⑤被害回復関係業務を適正に遂行するに足りる経理的基礎を有すること。⑥被害回復関係業務に関して支払を受ける報酬または費用がある場合には、その額または算定方法、支払方法その他必要な事項を定めており、これが消費者の利益の擁護の見地から不当なものでないこと。⑦被害回復関係業務以外の業務を行うことによって被害回復関係業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないことである。しかし、これは、消費者訴訟における特定適格消費者団体に認定されるための要件であり、環境団体訴訟ではこの要件はそのまま妥当しない。

思うに、ドイツ法の④⑤の要件は、日本の消費者訴訟の①の要件に対応するものである。またドイツ法の⑥の要件は、ドイツでは環境団体訴訟は行政訴訟の一環と位置づけられているための要件であるが、環境訴訟は必ずしも行政訴訟とリンクさせる必要はないのではないか。また、⑥の要件にみられるように、ドイツ法は、社團法人を念頭に置いており、財団法人たる環境保護団体についての規定がないのも問題であろう。さらに、日本の消費者団体訴訟についての②③⑦の要件は、単に消費者団体訴訟に特有の要件というわけではなく、団体が市民の信頼を受けながら活動するためには必要な要件ではなからうか。その意味では、環境団体訴訟を考える際には、ある環境団体が特定適格団体の認定を受ける際には、これらの要件を要求してもいいものと考ええる。

六、おわりに

気候訴訟においては民事訴訟法理論上多くの困難が伴うが、気候変動を少しでも抑制するのは人類全体に課せ

られた重要な課題である。そのことに鑑みれば、その解決を単に行政指導や立法のみに任せることはできない。それに加え、訴訟法の立場から、解釈論や立法論を駆使して、現状の気候変動問題を裁判によって解決する方法も当然模索していかなければならない。その意味から言えば、まず実体法的に、平穩生活権を請求の原因として主張することは認められなければならないであろう。また、証明の困難性の問題に対しても、気候訴訟においては、主張・証明責任を負わない当事者に主張・立証の義務を課すことも必要であろう。さらに、疫学的証明の有用性を認め、それを証明手段とし正面から認めるべきであろう。さらに、立法論となるが、日本において環境団体訴訟の導入も積極的に考えるべきであろう。

(1) 本稿は、二〇二四年九月六日・九月七日にわたって、「法による危機の克服 (Bewältigung von Krisen durch das Recht)」という共通テーマの下に慶應義塾大学において開催された、「ザールラント大学・慶應義塾大学学術シンポジウム」におけるドイツ語の報告原稿を邦訳し、注を充実させたほか、若干の加筆訂正をしたものである。このシンポジウムでは、日独合わせて一四本の報告がドイツ語および英語でなされたが、それらの報告原稿は、後日、ドイツで出版することが計画されている。

(2) SDGsとの関連でいえば、たとえば、急速な気温上昇は、地球の砂漠化をもたらし、多くの生物種を絶滅の危機にさらすことになり、SDGsの目標⑭⑮に逆行することになる。また、気候変動は、乾燥亜熱帯において地表水・地下水源を減少させることになり、SDGsの目標⑥に逆行する。さらに気温の上昇は世界規模でとくに洪水や干ばつを引き起こしており、直接に人々の命を危険にさらしているほか、農作物にも打撃を与えている。このような状況は、SDGsの目標①②③⑧⑪に逆行することになる。そして、SDGsの目標⑦のクリーンなエネルギー供給は、まさに気候変動対策そのものである。そして、気候変動の影響を最も大きく受けるのは、発展途上国であり、他の政策とも相俟ってSDGsの目標⑩⑯を達成するためには、気候変動対策は不可欠な要請であるといえるであろう。そして、そのような弊害が考えられる中、その元となるCO₂やその他の温室効果ガスを出し続けている企業は、目

標⑫に反していることになる。しかも、このような気候変動は、温室効果ガスを大量に出し続けている国よりも、発展途上国に対して特に大きく作用するものであり、目標⑩にも反していることになる。そして、これらすべては、世界のすべての人がみんなで協力しあって解決すべき問題であり、目標⑪にも該当する。こうしてみると、気候変動の問題は、SDGsの一七の目標のうち、実は一四の目標に関連していることになる。

(3) COPとは、締約国会議 (Conference of the Parties) の略で、多くの国際条約で加盟国の最高決定機関として設置されているが、本稿では、COPとは、国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) における締約国会議を意味する。

(4) 各国の気候訴訟を概観するものとして、松本和彦「気候変動訴訟の世界的展開」環境と公害五二巻三三三頁以下がある。また、国連の環境プログラムのホームページ「Climate Litigation Database (<https://leap.unep.org/>)」

org/en/content/resource/climate-change-litigation-database : <http://climatecaschart.com/> (2024年七月二二日閲覧)によれば、データは毎月更新されているが、アメリカ合衆国国内の訴訟として二二〇〇件、アメリカ合衆国以外での訴訟として三五八件があるとのことである。なお、個別的に、オランダの気候訴訟については、一原雅子「オランダの気候変動訴訟—Millerdefensie et al v.Royal Dutch Shell plc 事件を中心に—」法学館憲法研究所 Law Journal 二八号四二頁以下、ドイツの気候訴訟については、山田洋「ドイツにおける気候訴訟」法学館憲法研究所 Law Journal 二八号六七頁以下、アメリカの気候訴訟については、大坂恵理「アメリカの気候変動訴訟」法学館憲法研究所 Law Journal 二八号八二頁以下が詳しい。

(5) <https://climatecasechart.com/us-climate-change-litigation/>: <https://climatecasechart.com/non-us-climate-change-litigation/> (二〇二四年七月二二日閲覧)

(6) ECLI:NL:HR:2019:2007. 本判決の公式英訳は <https://www.urgendaal/wp-content/uploads/ENG-Dutch-Supreme-Court-Urgenda-v-Netherlands-20-12-2019.pdf> でみられる。なお、邦語による紹介として「原雅子」国が国民を気候変動の脅威から保護するための適切な措置を講じる法的義務の肯否—Urgenda Foundation v. State of the Netherlands」最高裁判決評釈」環境法政策学会誌二四号一九頁以下、島村健「SDGsと気候訴訟」ジュリ一五六六号四九頁以下、とくに五一頁以下等がある。

(7) BVerfG, Besch. v. 24.3.2021 – 1 BvR 2656/18, 1 BvR 78/20, 1 BvR 96/20, 1 BvR 288/20. „In der Sache“

村・前掲注(6)・ジュリ一五六六号五二頁以下参照。

(8) 温室効果ガスインベントリ報告書二〇二三年」、国立環境研究所地球システム領域地域環境研究センター(二〇二三年)概要2による。また、同書・概要4によると、二〇二二年度の温室効果ガス総排出量に占める割合は、エネルギー分野(間接CO₂を含まない)が八六・八%、工業プロセスおよび製品の使用分野(間接CO₂を含まない)が八・八%、農業分野が二・八%、廃棄物分野が一・五%、間接CO₂が〇・二%であった。

(9) 島村・前掲注(6)・ジュリ一五六六号五四頁。

(10) オランダの気候訴訟については、一原・前掲注(4)二八号四二頁～六六頁に詳細な報告があり、ドイツの気候訴訟については、山田・前掲注(4)六七頁～八一頁に、アメリカ合衆国の気候訴訟については、大坂・前掲注(4)八二頁～一〇一頁にそれぞれ詳しい紹介がある。

(11) たとえば、火力発電所の操業許可の取消を求める場合、処分行為の相手方は操業認可決定を受けた火力発電所(ないし電力会社)であり、原告は、それとは無関係な第三者である。

(12) 最判平四・九・二二民集四六卷六号五七一頁 判時一五一八号頁、最判平九・一・二八民集五一卷一号二五〇頁等。

(13) 行訴法五条は、「この法律において「民衆訴訟」とは、国又は公共団体の機関の法規に適合しない行為の是正を求める訴訟で、選挙人たる資格その他自己の法律上の利益にかかわらない資格で提起するものをいう。」と規定しており、これには、地方自治法に基づく住民訴訟や選挙または当選の効力に関する訴訟が含まれる。

(14) これに関連して、たとえば、アメリカには「米国の種の保存法(Endangered Species Act)」があり、絶滅のおそれのある種を指定し、個体の捕獲等を規制し、当該種についての回復計画を作成し、重要生息地を指定するなどして国内の絶滅危惧種の保全を図っているが、これは、声を上げることができない動物相や植物相の利益を国が守ることを義務付けたものと理解することができる。またアメリカでは、侵害を受けた自然そのものや動物相・植物相に原告適格を認めるべきであるとの見解が有力であるとされている(原強「環境保全と民事訴訟」法学セミナー五三一号五一頁)。

- (15) 学説上、環境権説が有力に唱えられているが、もしこれが認められれば、その権利の理解の仕方によっては、地域住民でなくとも観光・休養目的の目的地を訪れる者や、生態学的観点から同一の大気圏・海洋圏に属する者、さらには全国民・全世界の人にも当事者適格が拡大される可能性があり、判例は、一般に、差止請求権の根拠として人格権や物権的請求権を認めるに留まり、一般的に環境権を認知するには至っていない。
- (16) 国際連合広報センターによると、気候変動の影響として、気温の上昇、嵐の被告の増大、干ばつの増加、海の温暖化と海面の上昇、生物種の喪失、食料不足、健康リスクの増大、貧困と強制移住をあげている ([https://www.unicef.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/climate_change_un/climate_change_effects/#:~:text=\(1015年2月10日閲覧\)](https://www.unicef.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/climate_change_un/climate_change_effects/#:~:text=(1015年2月10日閲覧)))。
- (17) これらの裁判例については、土井翼「日本における気候変動訴訟」一橋法学二二巻二九四七頁以下、島村健「日本の気候変動訴訟」法学館憲法研究所 Law Journal 二八号一〇二頁以下に詳しい紹介がある。
- (18) シロクマ事件の経緯については、NPO法人気候ネットワーク「シロクマ訴訟—シロクマ公害調停および裁判の経緯と結果—」(<https://www.kikonet.org/kiko/wp-content/uploads/2017/05/301622bfebdb691b27786eb1a28716ee-1.pdf>) (二〇二四年七月一〇日閲覧) を参照。
- (19) 東京地判平二六・九・一〇 LEXDB (35304828) によれば、公害紛争処理法は、公害に係る紛争についてその迅速かつ適正な解決を図ることを目的とするものであり、同法にいう「公害」とは、環境基本法二条三項に規定する公害をいうものとする。そして、そこでの公害とは、「相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう」のであり、それ自体有毒ではないCO₂の排出は公害には当たらないとする。
- (20) 前掲東京地判平二六・九・一〇 (注19)、東京高判平二七・六・一一 LEXDB (35447594)。なお、これらの判決は、原告として訴訟に加わっていたシロクマについては、本案判決に先立って、当事者能力がないとして、訴えを却下した。なお、控訴審判決については、赤渕芳宏「二見絵里子」判批「環境法研究四二号一四八頁、大橋真由美」判批「環境法判例百選 (第三版) 二二二頁がある。
- (21) 第一審判決の評釈として、島村健・新判例解説 Watch 二八号三二一頁以下がある。

- (22) 仙台地判令二・一〇・二八判タ一四七九号一六四頁、仙台高判令三・四・二七判時二五一〇号一四頁。
- (23) なお、主位請求については、大気汚染物質（とくにPM_{2.5}）による人格権侵害の蓋然性または平穏生活権（健康平穏生活権）の侵害も主張されたが、PM_{2.5}の部分は省略する。
- (24) 神戸地判令五・三・二〇LEX/DB [25594806]。
- (24 a) 控訴審たる大阪高等裁判所は、令和七年四月二四日の判決において、基本的に原審判断を是認し、控訴を棄却した（大阪高判令七・四・二四LEX/DB [25622838]）。
- (25) これは、事業者による環境影響評価手続に大きな問題がなかった旨を行政機関が確認した旨の通知である。
- (26) 大阪地判令三・三・一五判タ一四九二号一四七頁、大阪高判令四・四・二六判タ一五一三号九八頁。
- (27) 東京地判令五・一・二七LEX/DB [25572652]、東京高判令六・二・二二（横須賀石炭火力発電所訴訟原告団事務局ホームページ <https://yokosukaclimatcase.jp/wp/wp-content/uploads/2024/02/nishin-hankenisu.pdf> [110114年七月二七日閲覧]）最高裁令六・一〇・一三LEX/DB [25622357]。
- (28) 外国では、気候訴訟の形態は多様である。すなわち、件数としては、政府を被告として温室効果ガスの削減目標の上乗せや、緩和策あるいは適応策の強化を求めるものが多いが、電力会社等、化石燃料関連企業を被告として、温室効果ガスの排出削減等を求めるもの、あるいはそれらの企業による過去の排出に起因する損害の填補を求めるものなども増えてきている。他方、気候変動対策に対抗するための訴訟（たとえば、炭素集約型のプロジェクトを認めない行政機関の決定を争う訴訟）も提起されている。さらに最近では、気候変動対策を進めるうえで人権や経済的な負担に配慮することを求める訴訟（公正な移行）を求める訴訟）も現れている。これについては、島村・前掲注(6)五〇頁以下参照。なお、日本の気候訴訟を類型的に描写するものとして、土井・前掲注(17)九四七頁以下がある。
- (29) これについては、大塚直「気候訴訟における覚書—その可能性と困難性—」持続可能な世界への法—Law and Sustainabilityの推進—（成文堂・二〇二〇年）一四五頁以下参照。
- (30) 仙台地判令二・一〇・二八判タ一四七九号一六四頁。
- (31) 神戸地判令五・三・二〇LEX/DB [25594806]。
- (32) 最判平元・一二・二二民集四三巻一二号二二五二頁。これは、教師等を誹謗中傷するビラが大量に配布された結

果、当該教師等が電話等による非難攻撃にさらされた事件であるが、これにつき最高裁は、ビラの配布行為が直ちに名誉毀損を構成するとはいえないものの、ビラ配布行為により私生活の平穏などの人格的利益が違法に侵害されたとして、不法行為の成立を認めた。

(33) 最判平二二・六・二九判タ一三三〇号八九頁。これは、建物の二階の各居室等から、葬儀場の告別式や棺が葬儀場建物に搬入・搬出するところが見えることにより強いストレスを感じるとして、目隠しフェンスの設置を求めた事件であるが、平穏に日常生活を送るという利益が人格的利益として保護されることを前提としながらも、葬儀場の営業が、社会生活上受忍すべき程度を越えて平穏に日常生活を送るという利益を侵害しているとは言えないとした。

(34) たとえば、仙台地判平四・二・二八判時一四二九号一〇九頁、熊本地決平七・一〇・三一判時一五六九号一〇一頁、福岡池田川支決平一〇・三・二六判時一六六二号一二一頁等。

(35) 最判平四・一〇・二九民集四六卷七号一一七四頁。ただ、結論としては、被告はその証明を果たしたとして、原告の請求は棄却された。同様の考え方を取るものとして、大阪地判令四・一一・二〇LEXDB〔359445〕がある。

(36) その根拠として、証明責任は原告にあり、事実上の推定について判示したにすぎないとするもの、あるいは、証明責任を転換したと解するもの、いわゆる事案説明義務を認めたとするものや、信義則に基づく具体的事実陳述¹¹証拠提出義務を認めたものであるとしたり、当事者間の実体的法律関係に基づく情報提供義務を認めたもの等の解釈がある。

(37) 金沢地判平一八・三・二四判時一九三〇号二五頁、仙台地判平四・二・二八判時一四二九号一〇九頁、名古屋高判平一〇・一二・一七判時一六六七号三頁。

(38) 富山地判昭四六・六・三〇判時六三五号一七頁、津地四日市支判昭四七・七・二四判時六七二号三〇頁、大阪地判平七・七・五判時一五三八号一七頁等。

(39) たとえば、新美育文「疫学的手法による因果関係の証明」ジュリ八六六号七四頁〜七七頁、八七一号八九頁〜九四頁、松村弓彦『環境訴訟』（商事法務・一九九三年）一〇三頁以下等。

(40) 注（4）参照。

(41) ドイツの環境団体訴訟制度については、大久保規子「ドイツにおける環境団体訴訟の動向分析」阪大法学七二卷三・四号九五二頁以下、同「混迷するドイツの環境団体訴訟―環境・法的救済法二〇一三年改正をめぐって―」新世

代法政策学研究二〇号二二七頁以下、長島光一「ドイツにおける環境団体訴訟の手続法上の問題の検討」法学研究論集四〇号一六一頁以下が詳しい。

(42) 消費者保護の分野では、消費者裁判手続特例法が、特定適格消費者団体に認定された消費者団体に、被害回復裁判を行うことを認めている(消費者特例七一条一項・二項一号)。また、暴力団排除の分野では、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」が、適格認定を受けた都道府県暴力追放運動推進センターに対して、暴力団事務所の使用等の差止めを求める訴訟を提起することを認めている(暴対三二条の四・三二条の五)。

(43) このような集団的利益を争う場合、民事訴訟等の救済手段について、①個別訴訟、②共同訴訟、③選定当事者制度、④ADRについてそれぞれ限界がある旨が指摘されている(山本和彦『解説消費者裁判手続特例法〔第三版〕』[弘文堂、二〇二三年]三頁～八頁)。

(44) 最判平一七・一二・七民集五九卷一〇号二六四五頁。

(45) 越智敏裕「行政訴訟改革としての団体訴訟制度の導入」自由と正義五三卷八号四〇頁以下、島村健「環境法における団体訴訟」論究ジュリ一二号一二〇頁等参照。

(46) たとえば、三木浩一「訴訟法の観点から見た消費者団体訴訟制度」ジュリ一三三〇号六一頁以下、池田清治「消費者団体の団体訴権―その背景と位置づけ―競争秩序と公私協働(北海道大学出版会、二〇一一年)二四九頁以下、Takehiko Mikami, “Die Verbandsklage zur Vertreibung der japanischen Mafia (Yakuza)”, *Rechtsprobleme der Risikogesellschaft - Japanisch-Deutscher Rechtsdialog* (Herg. Matusche-Beckmann=Sato) S. 147ff. なお、伊藤眞『消費者裁判手続特例法』(商事法務、二〇一六年)三三頁は、特定適格消費者団体(特例法二条一〇号)に対して、その職責を果たすという法律上の利害関係にもとづいて当事者適格を認めたものと解する、としている。また、中川丈人「問題提起」(特集・公法と私法における集团的・集合的利益論の可能性)民商一四八号二頁以下、同「消費者」公法研究七五号一八八頁以下等も参照。

(47) 大久保・前掲注(41)九五〇頁以下参照。